

議案第 37 号

和解及び損害賠償の額の決定について

学校の授業中に発生した事故に対する損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 3 日提出

みよし市長 小 山 祐

1 和解及び損害賠償の相手方

当該事故において損害を受けた者

2 和解の内容

損害賠償の額を 2, 324, 499 円とし、独立行政法人日本スポーツ振興センターから支給された災害共済給付金 893, 812 円を控除した 1, 430, 687 円を市が支払う。

3 和解に係る事故の内容

(1) 事故発生日 平成 29 年 1 月 27 日（金）

(2) 事故経過 市内中学校において、保健体育科の授業中にソフトボールの学習を行っていたところ、前歯 3 本、唇及び歯茎を損傷した。

説 明

この案を提出するのは、学校の授業中に発生した事故に対する損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を決定するため必要があるからである。